

※高島出張所では、オンライン申請システムを利用するための環境設定が簡単にできるCDを無料配布しています。

岡大津地方事務局高島出張所
☎(05)2000000

◀共済制度
小規模企業共済制度・
経営セーフティ共済のご案内

◆小規模企業共済制度
小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が辞められたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。この制度の特徴は、掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなります。

◆経営セーフティ共済

(中小企業倒産防止共済制度)
経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るため国がつくった共済制度です。無担保・無保証人

サニーハイツ・マキノ

3DDK 48,000円

《朽木》

荒川惣田団地
3DDK 32,000円

▼申込資格

1. 同居する親族のいる方
2. 入居予定者全員の合計所得が一定額以上の方
(年齢によって必要金額が異なります。)
3. 税金の滞納がない方

※募集の住宅は、平成21年10月1日現在の状況です。

※詳しくは、市のホームページもしくは、住宅監理課へお問い合わせください。

岡住宅監理課
☎(05)000408

◀ボランティア
ヨシ刈りボランティア募集

針江地先の湖畔には県内でも有数のヨシ群落が今でも残っています。ヨシは魚や鳥などの住みかであるとともに水をきれいにする力を持っています。

今回、ヨシの刈取りをとおしてヨシ群落の保全と琵琶湖の自然を体感

で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

甲・岡商工会、金融機関窓口

※制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

岡商工観光課
☎(05)8514

▶住宅手当

緊急特別措置事業の創設

平成21年10月から、仕事とともに自宅など住居を失った方、また失うおそれのある方を対象に住宅手当を支給しています。

- ▼支給月額 家賃の実費分を支給
39,000円以内(単身世帯)
50,700円以内(複数世帯)
- ▼支給期間 最長6か月
- ▼支給方法 市が直接、家主等へ家賃を支払います。
- ▼支給対象者 支給申請時に次の①〜⑦のいずれにも該当する方が対象となります。
①2年以内に離職した方

募集

市営住宅入居者募集

◆市営住宅
▼定期募集の住宅
【募集期間】
11月2日(月)〜13日(金)
※募集する住宅は、10月30日(金)に公表します。

- ▼申込資格
1. 市内に居住、または、勤務地を有する方(朽木地域は除く)
- 2. 住宅に困っている方
- 3. 入居予定者全員の合計の収入月額が15万8千円以下の方
- 4. 税金の滞納がない方
- 5. その他、市の基準を満たす方

◆中堅所得者向け賃貸住宅

▼定期募集の住宅
【募集期間】
11月2日(月)〜13日(金)
【募集住宅】
《マキノ》
第2サニーハイツ・マキノ
3DDK 50,000円
▼随時募集の住宅
《マキノ》

岡社会福祉課
☎(05)8120

②離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方

③就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方

④住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方(喪失するおそれのある方は⑤および⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方)

⑤原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計をひとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること。

- (単身世帯) 8・4万円/月(複数世帯) 17・2万円/月
- ⑥生活をひとする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。
(単身世帯) 50万円
(複数世帯) 100万円
- ⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、自治体の実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

◀自衛官
自衛官等募集

▼募集項目
陸上自衛隊高等工科学校生徒
▼性別 男
▼資格等
平成22年4月1日現在、15歳以上17歳未満
中学校卒業者または中等教育学校の前期課程修了者

▼受付期間
平成22年1月8日(金)まで

▼試験日
1次 平成22年1月23日(土)
2次 平成22年2月6日(日)
9日の指定する1日

▼入校時期 平成22年4月上旬
▼受験料 無料
▼待遇
特別職国家公務員
生徒手当 月額 94,900円
期末手当 年2回(6月、12月)

岡自衛隊高島地域事務所
☎(05)10309

◀獣害対策
猟期における
ニホンジカ一斉捕獲実施!

ニホンジカによる農林業等の被害が増大し、深刻な影響を及ぼしていることから、被害を軽減し、人と

ホンジカが共生できるよう、生息密度を減らす取り組みを進めています。今年度滋賀県のニホンジカ狩猟期間に、予算の範囲内で一斉捕獲を実施します。本事業の趣旨をご理解のうえ参加ください。

▼実施期間
11月15日(日)〜
平成22年3月15日(月)
(滋賀県ニホンジカ狩猟期間)
▼参加資格等
次の要件を全て満たす方

- (1)高島市に住民登録のある方
- (2)関係法令を遵守し、ニホンジカを捕獲し適法に処理できる方
- (3)滋賀県で狩猟者登録をされている方
- (4)銃器を取り扱う場合は、第三者に対する賠償責任として補償額が1億円以上の民間保険に加入していること

★農家の方は、狩猟免許を所持しなくても、猟期に限り囲いなどで捕獲する場合は対象となります。(この場合、狩猟者登録は必要ありません)

※囲いなどは、農業者または林業者が、事業に対する被害を防止する目的で一定の条件のもとに